

Iwamizawa Chamber of Commerce and Industry

岩見沢商工会議所だより

'24.1

発行所 / 岩見沢商工会議所
1西1 Tel22-3445 Fax22-3441

【No. 503】



年 頭 所 感

岩見沢商工会議所

会 頭 松 浦 淳 一

明けましておめでとうございます。

令和6年の年頭にあたり、会員の皆様に謹んで新春のお慶びを申し上げます。また、日頃から当所の事業活動にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、世界的な日本人アスリートの活躍による華やかな話題や、次世代半導体製造のラピダスの進出による今後の道内経済への好影響に期待する一方で、新型コロナウイルスとの共生に向けた闘いや、緊迫する国際情勢、急激な原材料価格の高騰など、地域経済にも大きな影響をもたらす様々な出来事がありました。

新型コロナウイルスに関しては、昨年5月の5類移行を契機に、経済活動の正常化や国内旅行客はもとより、外国人観光客も大きく増加しました。「いわみざわ百餅祭り」など地域のお祭りにも大勢の皆様にご参加いただき、久しぶりの賑わいを大変嬉しく思ったところです。

しかしながら、中小企業の経営環境は依然厳しく、円安や人手不足など、多くの課題が山積しています。商工会議所は、今、新たな時代の転換点に立っています。これらの課題を乗り越え、地域の再生と発展に向けて果敢に歩んでいかなければなりません。

岩見沢商工会議所では、地域経済の活性化と市内事業者の事業継続に向けた支援策として、岩見沢市の協力もいただきながら「岩見沢プレミアム建設券事業」を実施いたしました。事業開始9年目を迎えた本事業は、市民の皆様からご好評をいただき、予定数を大幅に超える申込みのため抽選販売となりましたが、総額6億2,100万円の建設券を発行し、地域経済の活性化にも大きな効果があったものと考えております。

また、東京電力福島第1原発の処理水放出による中国の日本産海産物輸入全面停止を受け、道内産海産物、特にホタテが大きな影響を受けていることと、コロナ禍後も客足の回復が十分ではない市内飲食店を支援するため、飲食店

組合、鮭商、北観協と協力しながら「北海道産ホタテ・海産物応援プロジェクト」を実施し、50店もの飲食店にご参加いただくことができました。そして岩見沢商工会議所と産地間交流事業を進めている紋別商工会議所の多大なるご協力と、令和2年に実施した「ザワDoリンク」にご支援くださった皆様への感謝の気持ちも込め、「ホタテ玉冷」や「はたて炊き込みごはんの素」が当たるスタンプラリー事業も実施いたしました。このプロジェクトでは、市内飲食店と市民の方々に多大なご協力をいただき、心より感謝とお礼を申し上げます。次第です。

本年7月には全道商工会議所大会が岩見沢において昭和38年以来61年ぶりに開催されることとなりました。岩見沢の地に道内42商工会議所が一堂に会することとなります。本大会が岩見沢の地域振興と地域経済の活性化に貢献し、全道に誇れる大会となるよう、役員、議員の皆様と全力で様々な企画の検討を進めており、会員の皆様のご協力もいただき、岩見沢の魅力を存分に発信してまいります。また、長年の夢である新商工会議所会館につきましては、地域経済発展に向けた拠点とすべく、具体的な検討を進めてまいります。

岩見沢商工会議所は、令和6年においても引き続き地域の経済団体として時代の変化に対応し、地域経済・地域社会の発展と、地域の未来を切り拓くため、皆様と共に歩んでまいります。「経済の活性化無くして地域の活性化はない」という基本的考えのもと、地域経済を担う中小企業の皆様とともに一日も早い再生を実現させるべく、厳しい経営状況にある中小企業等に寄り添い、様々な課題解決に取り組んでまいります。

結びに、本年が皆様にとって実り多い素晴らしい一年となりますよう、心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和6年元旦



明けましておめでとうございます。

2024年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

(時代の転換を図るチャンスの年に)

さて、昨年の経済社会情勢は、内外ともに不透明さと緊迫の度が増した1年でありました。世界ではロシアによるウクライナ侵攻の長期化に加え、中台間の緊張、イスラエルとパレスチナ武装勢力間の衝突も深刻化するなど地政学リスクが増大する1年となり、国内ではアフターコロナで緩やかに景気が回復するものの、1ドル=150円前後の歴史的水準に達した円安や41年ぶりの上昇率を記録した消費者物価・エネルギー価格の高騰の影響、深刻さを増す人手不足など、依然として厳しい状況にあります。本年も、先行き不透明な状況が続くことは一定程度覚悟しなければなりません。

一方、コロナ禍を乗り越え、社会経済活動の正常化が加速したことで、設備投資意欲が顕在化し、約30年ぶりの高い賃上げが実現されるなど、時代の転換が萌芽しています。今こそ、デフレ経済からの完全脱却、成長と分配による経済好循環を実現していく絶好のチャンスにしなければなりません。

政府におかれては、岸田内閣が掲げる「新しい資本主義」の成長戦略を確実に速やかに実行に移すことで、生産性向上に裏付けされたモデルートな物価上昇、構造的な賃金上昇を実現し、持続的な成長型経済への転換を果たしていくべきであります。短期的利益に拘泥することなく、中長期の安定的経済発展のための「攻めの経済」、すなわち成長基盤の強化に寄与する政策に国家資源を集中し、官民一体となって、グローバル競争を勝ち抜く足腰の強化を図ることが重要だと考えます。昨年の総合経済対策では、中小企業のチャレンジを支援する方針が明確に示され、エネルギー高騰や物価高対策に加えて、潜在成長率の底上げに資する対策も多く打ち出されました。あとは実行あるのみです。

(「停滞」から「成長」へ)

当然のことながら、われわれ民間も政府に環境整備を

求めるだけでなく、「停滞」から「成長」へとマインドを切り替えるとともに、時代の大きな変化を的確に捉え、自己変革に挑戦していかなければなりません。創意工夫に知恵を絞り、絶えざるイノベーションや事業の再生、再構築にまい進し、人や設備への投資を活性化させることが、経済全体としての新たな雇用の拡大、賃金増、さらなる需要増といった好循環を産み出すことにもつながります。また、原材料や光熱費、労務費などの原価を吸収し、適正な利益を確保するためには、「取引価格の適正化」が不可欠であります。引き続き、「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上に向け、価格協議・価格転嫁が商習慣として定着するよう、われわれとしても粘り強く取り組んでまいります。

(125万会員のネットワーク力を生かす)

日商会頭に就任し、1年と2カ月が経過しました。この間、副会頭11商工会議所を訪問するとともに、各ブロックの総会や青年部、女性会の全国大会にも参加し、地域の第一線で活動されている会員事業者の皆さまと意見交換する機会に恵まれ、多くの示唆を頂きました。この場をお借りして、心から感謝申し上げます。また、昨年6月に日韓商工会議所首脳会議を開催し、10月には、4年ぶりとなる経済ミッションを率いてフィリピン・マレーシア・シンガポールを訪問し、民間経済外交を本格的に再開しています。「原点は対話である」が私の信条であり、本年も可能な限り各地を訪問し、国内外の皆さまとの対話を重ねるとともに、経営指導員など現場により近い方々の声も踏まえ、活動の軸である「現場主義」「双方向主義」を実践してまいりたい所存です。

われわれ商工会議所の最大の強みは、全国515商工会議所125万会員のネットワークであり、中小企業が直面する課題が複雑化する中、このネットワーク力を最大限に生かした行動が必要です。2025年には大阪・関西万博が控えており、地域の多様な主体の連携拠点として、全国的な機運の醸成を図るとともに、ビッグイベントを新たな成長につなげていく動きを強力に後押ししてまいります。本年も「地域とともに、未来を創る」理念のもと、地域経済が再び成長と分配の好循環や豊かさを実感できるよう、515商工会議所の総力を結集してまいりたいと存じます。皆さまの一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

岩見沢警察官友の会 歳末警戒慰問

岩見沢警察官友の会松浦会長(商工会議所会頭)と石崎副会長(商工会議所専務理事)、中村副会長(いわみざわ商工会会長)、廣野副会長(月形商工会会長)が12月18日に岩見沢警察署を慰問しました。歳末にかけ飲酒運転などが増える時期に、業務に励む警察署員に対する激励として、西村寿修署長へ激励慰問品を贈呈しました。



新会員の募集も行っておりますので、詳しくは事務局までお問い合わせください。
《問合先》岩見沢警察官友の会事務局 Tel 22-3445

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

常議員・議員は五十音順



- 会頭 松浦 淳 一
松浦建設(株) 代表取締役
- 副会頭 木村 聡
(株)TACS 代表社員
- 副会頭 五十嵐 一 朗
昭和マテリアル(株) 代表取締役社長
- 副会頭 南部 博 明
(株)南部電設工業 代表取締役
- 専務理事 石崎 健 治
岩見沢商工会議所
- 監事 中塚 力
岩見沢鉄骨工業(株) 代表取締役
- 監事 飯田 柵
飯田柵税理士事務所 代表
- 常議員 及川 聡
岩見沢建設協会 会長
- 常議員 小川 有 積
(株)組合印刷 代表取締役
- 常議員 金田 信 行
岩見沢ガス(株) 取締役会長
- 常議員 北澤 治 雄
(株)ほくえい 代表取締役社長
- 常議員 熊尾 憲 昭
空知信用金庫 理事長
- 常議員 齋藤 誠 一
(株)大和商会 代表取締役社長
- 常議員 重光 敬 明
空知リポートシティ(株) 代表取締役社長
- 常議員 高橋 博 昭
岩見沢通運(株) 代表取締役社長
- 常議員 田苅子 敬 夫
(有)田苅子商事 代表取締役
- 常議員 中路 幹 雄
日の出交通(株) 代表取締役
- 常議員 南部谷 靖
(株)サン研ライフサービス 代表取締役
- 常議員 仁志 正 樹
(有)仁志陶器建材店 代表取締役
- 常議員 武蔵 輝 彦
武蔵商事(株) 代表取締役社長

- 議員 朝山 弘 治
空知印刷(株) 専務取締役
- 議員 白杵 努
(株)美さき 代表取締役
- 議員 内田 茂 伸
行政書士 内田総合法務事務所 代表
- 議員 岡本 裕 孝
(株)コンドウ生コンクリート 代表取締役
- 議員 奥野 賢 一
(有)レガン 代表取締役
- 議員 小倉 和 彦
(株)フラワーショップ虹花 代表取締役
- 議員 鎌倉 信 幸
(株)ASK 代表取締役
- 議員 亀田 和 幸
(株)北洋銀行 岩見沢中央支店 支店長
- 議員 菊谷 昌 泰
(有)コロナ 代表取締役
- 議員 小林 弘 幸
東光電機工業(株) 代表取締役社長
- 議員 齋藤 聡
(株)ライフネット 取締役社長
- 議員 佐藤 敬 一
(社福)岩見沢福社会 理事長
- 議員 白戸 勇 次
ランドシステム(株) 取締役会長
- 議員 新川 勝 久
共進工業(株) 代表取締役
- 議員 鈴木 安 行
(株)鈴木造園 代表取締役
- 議員 高崎 靖 広
(株)タカサキ電設 代表取締役
- 議員 高橋 齊
(有)夕タカハシ 代表取締役
- 議員 玉田 尚 久
玉田産業(株) 代表取締役
- 議員 津島 治 光
津島工業(株) 代表取締役
- 議員 中尾 竜 実
(株)北海道銀行 岩見沢支店 支店長

- 議員 中村 拓 哉
福中建設(株) 代表取締役社長
- 議員 西方 洋 昭
(株)西方建設 代表取締役
- 議員 芳賀 智 一
(有)建元 代表取締役
- 議員 波田野 愛
ラウンジ Berry Berry 代表
- 議員 早坂 亮 二
(株)白垂デザイン 代表取締役
- 議員 福丸 文 夫
積水化学北海道(株) 代表取締役社長
- 議員 藤本 浩 之
北燃商事(株) 代表取締役社長
- 議員 佛田 尚 史
栄建設(株) 代表取締役
- 議員 細谷 岳 男
アクサ生命保険(株)岩見沢営業所 営業所長
- 議員 政安 清 美
(株)政安土木 代表取締役
- 議員 松平 智 靖
空知石炭(株) 統括部長
- 議員 本山 博 司
(株)本山測量設計 代表取締役
- 議員 山岡 秀 一
(株)文明堂 代表取締役
- 議員 山口 卓 也
(株)ヤマシチ 代表取締役
- 議員 渡辺 美智留
岩見沢液化ガス(株) 代表取締役
- 喪中につき
失礼させていただきます
- 議員 工藤 豊
(株)高橋工務店 代表取締役
- 議員 宮田 史 子
北海道電力ネットワーク(株) 岩見沢支店長

中小企業のための 経営講座

明けましておめでとうございます。

年明け早々細かい話ですが、その年を年号で表記するか、西暦で表記するかをよく悩みます。税法は年号で表記されますから、税金に関する文章も原則年号で書くことになります。しかし、10年前や7年前、3年前に関わる税金の取り扱いになると年号表記はいささか面倒な時があります。

今から7年前は平成何年でしょうか。令和〇年に30を足すと平成3〇年と計算できます。今年令和6年ですから、30足して平成36年となるので、今年から7年前は平成29年ということになります。

西暦なら簡単です。2024年からの7年前は2017年ということになります。

昨年令和5年度の税制改正に贈与税の大きな改正がありました。生前贈与加算と相続時精算課税制度が大きく変わりました。その改正内容のポイントをご説明します。

I 生前贈与加算の見直し

- ①相続税の計算上、生前贈与加算期間を現行『相続開始前3年以内』から、『相続開始前7年以内』に延長されます。
- ②加算期間のうち、今回の改正により延長されたこととなった4年間については、当該4年間の加算対象総額のうち100万円については、加算の対象としない制度を創設することになりました。
- ③上記①及び②の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係る相続税について、適用するものとされています。

④経過措置

相続税に関する生前贈与加算期間が従来の3年以内から7年以内に伸びるのですが、経過措置があります。

令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間の相続であれば、従来通り3年以内加算、令和9年1月1日から令和12年12月31日までの間の相続は3～7年以内加算、令和13年1月1日以降の相続から7年以内加算に完全移行します。

II 相続時精算課税制度の改正

①相続時精算課税制度適用対象者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税について、暦年課税の基礎控除とは別途のものとして、特別控除250万円に先立って、110万円の基礎控除額の取扱いを創設することになりました。

②上記①に係る生前贈与加算については、上記①に掲げる110万円の基礎控除を控除した後の残額を加算することになります。

ただし、この『110万円の基礎控除』については、複数の特定贈与者からの贈与がされた場合には、一定の方法で算定した金額となります。

③上記①及び②の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係る相続税及び贈与税について、適用するものとされています。

④精算課税を選択する場合には、贈与税の申告期限（贈与年の翌年3月15日）までに「相続時精算課税選択届出書」の提出が必要であり、同届出書は、「贈与税の申告書」に添付して提出することになっています。

⑤令和6年以後に精算課税を初めて選択する年分の贈与が基礎控除以下の場合には、「相続時精算課税選択届出書」のみを提出すればいいこととなります（受贈者の戸籍謄本等の添付書類の提出は必要）。

⑥精算課税を初めて選択する年分の贈与が基礎控除を超える場合、贈与税の申告期限までに「贈与税の申告書」と「相続時精算課税選択届出書」をセットで提出しなければなりません。

III 留意点

①令和6年から贈与する場合は、従来型の暦年贈与にするか、相続時精算課税制度を選択するか否かの判断を迫られることとなります。

②一般的に言えば令和6年以後、精算課税を選択するケースがこれまでより多くなることが想定されています。

③過去の加算事実が明らかになりますので、特別受益の調整計算や遺留分など民法上の諸規定との関連を慎重に検討する必要性も大きくなることでしょう。

まずは、制度改正を十分理解した上で、これからの贈与を考えていくことが重要です。

記事協力

(税)TACS 代表社員・税理士 木村 聡
岩見沢市5条東2丁目2-17

「北方領土は 日本固有の 領土です」

領土返還を求める
国民の強い意志を
署名に託そう



「北方領土の日」特別啓発期間
1月21日～2月20日

コミュニティプラザ1階ロビーにおきまして、特別啓発期間中、北方領土写真展及び署名コーナーを開設します。皆様の署名のご協力をお願いいたします。

主催：(公社)北方領土復帰期成同盟
主管：北方領土復帰期成同盟 空知地方支部